

宝くじの社会貢献広報の仕方

購入備品、設備への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」(別紙)に準拠してください。

(2) 整備した設備・備品 (付属品・部品を含む) の全てに広報表示を行ってください。広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

(3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所(高さ)、大きさを表示してください。備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。

(4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示(布生地への表示に限る)を原則とします。

(特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。)ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

(5) 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

法被等の衣装類	衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
テント	各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで広報表示を行う。
カーテン	本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器	本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
防犯灯や屋外放送設備	本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
広場の遊具等の整備	整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
組み立て式ステージ等	それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。